

平成 21 年 10 月 13 日

各部長、次長、課長

市長 山下 真

### 平成 22 年度予算編成方針について

平成 22 年度の予算編成に当たって、生駒市予算規則第 4 条の規定により、平成 22 年度予算編成方針を下記のとおり定めたので、これに則り十分留意の上、予算要求されるよう通知する。

#### 記

##### 1 日本経済と国家予算の動向

日本経済は、平成 19 年末頃から景気後退局面に入ったが、平成 20 年 9 月のリーマンショック以降、急速な悪化へと転じた。今年の春になって最悪期を脱したと考えられるものの、9 月には失業率が過去最高水準となるなど非常に厳しい状況下であり、先行きについても生産活動が極めて低い水準にあることなどから、雇用情勢の一層の悪化が懸念され、更に世界的な金融危機の影響や世界景気の下振れ懸念など景気後退が長期化するリスクがある。

こうした中、国は 6 月に「経済財政改革の基本方針 2009」を定め、平成 22 年度予算の方向として、無駄の排除など歳出改革を継続しつつ、安心・安全を確保するために社会保障の必要な修復をするなど安心と活力の両立を目指して現下の経済社会状況への必要な対応等を行うとしている。また、この基本方針に基づき作成された「平成 22 年度の地方財政の課題」では、地方分権改革の推進及び、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせ、地方公務員人件費、地方単独事業等についても徹底した見直しを行う

ことによる地方一般財源の確保と地方財政の健全化を掲げている。またその課題において示された平成22年度地方財政収支の8月仮試算では、一般行政経費が社会保障費の増加によりプラス7.1%の伸びが見込まれているにも拘わらず地方税の伸びはマイナス5.4%を見込むなど平成22年度の地方財政は一層厳しい状況となることを示している。

## 2 本市の財政状況と見通し

本市の平成20年度決算では、地方公共団体の財政運営の弾力性を示す経常収支比率は96.4%となり、前年度から2.3ポイント改善している。これは、経常的な一般財源である市税、地方譲与税、県税交付金が平成19年度に比較して軒並み減少したものの、今までの行財政改革の努力により退職者の不補充による職員給与費や物件費また繰上償還により公債費が減少するなど経常的な一般財源の減少を上回って、経常経費充当一般財源が減少したことが挙げられるが、最も大きな要因は社会福祉協議会から福祉目的財源が返還されたことにより改善したものであることに留意しなければならない。仮にこの返還金約3.5億円が未収入となっていれば経常収支比率は98.1%<sup>※1</sup>と前年度から僅か0.6ポイント改善しているにすぎず、またこの返還金約3.5億円に加え財政調整基金の取崩し額3億円が未収入となっていれば一般会計は実質収支が約2.5億円の赤字となっていた。

今後においても、歳入面では、市税収入の減収が予想され、それを補うだけの地方交付税が増額される可能性は低く、また、歳出面については、老年人口の増加、景気悪化による生活困窮者の増加により扶助費や国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への繰出金などは年々増加するのは必至であるばかりか、耐震補強等のための教育施設の整備や下水道の整備等は引き続き推進する必要がある、本市の財政状況は今後においても非常に厳しい状況にある。

※1 経常収支比率(%) = 経常経費充当一般財源 ÷ 経常的な一般財源 × 100

$$96.4\% = 20,198,409 \div 20,954,280 \times 100$$

$$98.1\% = (20,198,409 + \text{社会福祉協議会返還金充当福祉経費 } 352,129) \div 20,954,280 \times 100$$

### 3 基本方針

平成22年度の予算編成においては、国において政権が変わり地方交付税等地方一般財源が充実することが期待されるものの、現時点においては不透明であり、また財源だけが増えることは考えられず、権限と仕事が増えることと表裏一体であると予測することは容易であることから、引き続き行政改革大綱の基本目標である「限られた資源の中でより質の高い行政サービスを提供できる自立型自治体への変革」を堅持し、徹底した行財政改革を継続し、持続可能な財政構造を構築する。

そのため、平成22年度の予算編成に当たっては、中期財政計画における試算を踏まえたうえで、一層の創意と工夫に努め、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、事務事業全般について見直しを徹底し、歳出の抑制と予算配分の重点化・効率化を図ることにより「関西一魅力的な住宅都市」にふさわしい、時代にあった行政サービスを提供できるよう最大限努力するものとする。

### 4 留意事項

#### (1) 総括的事項

- ① 財政調整基金、減債基金からの繰入れ、退職手当債の借り入れに頼らない予算編成とすること。
- ② 国において政権が変わり子育て・教育、医療・福祉、地方行財政等様々な分野で制度変更が予測されることから積極的に情報収集に努め可能な限り予算に反映させること。
- ③ 実施計画で採択した事業については、採択した額以内での要求とするが、事業費の抑制と実施年度の調整などを行い、さらに一般財源を

圧縮すること。

- ④ 事務事業全般について、行政の責任領域を改めて見直すとともに、事業評価や成果目標等を意識し、コスト意識を伴った経営感覚の視点を持ち、自らの手による業務実施に心がけ、従来 of 慣行にとらわれることなく、事務事業の必要性や効果等を十分検討すること。
- ⑤ 平成18年度末に策定された行政改革大綱アクションプランの目標や、各検討委員会の提言等にも十分留意し、前年度までに取組みが遅れている項目については出来る限り早く取組み経費削減に努めること。
- ⑥ 職員数の減少への対応、行政運営の効率化、住民サービスの向上等の観点から、指定管理者制度を有効に活用するとともに、民間企業やNPO等への委託が可能な事業については、積極的かつ計画的にこれを推進するなど、コスト意識を持ち創意工夫をこらし、最少の経費で最大の効果を得られるよう努めること。
- ⑦ 国庫補助事業に係る超過負担は、極力解消するよう努めるとともに、国・県の負担すべき経費を市が負担することとならないように注意すること。
- ⑧ 他課や他団体と関連する部分等があるものにおいては、予算要求時までに十分調整し、整合性及び効率化を図った上で要求すること。
- ⑨ 市議会、同決算審査特別委員会及び監査委員から指摘のあった事項については、総合的判断の上に立って、的確に処理すること。

## (2) 歳入に関する事項

自主財源の確保を積極的に図るとともに、国・県支出金等の特定財源については広く情報を収集し、その積極的確保と効率的活用を図ること。

### ① 市税

歳入に占める市税の重要性に鑑み、税制改正内容及び経済動向等の分析を多角的に行った上で計上すること。また、引き続き適正な賦課、徴収に努め、徴収率の向上に更に特段の努力を払うこと。

## ② 負担金・使用料及び手数料等

公正な費用負担を原則とし、十分な調査研究を行い、適正な受益者負担を図ること。実態に即しないものについては、条例等の整備をするとともに、料金改定によってその増収を図ること。

また、市民負担の公平の観点から、収納率の向上に努めること。

さらに、平成22年度から社会教育施設等の使用料に対する減免措置が原則として、廃止(平成22年度に限り従前減免している団体については、2分の1減額)となり、使用料収入が見込めることから、相当額を予算要求すること。

## ③ 国・県支出金

国において政権が変わり国庫補助金は個別補助金から一括交付金へ段階的に変更される予定であるため、補助負担事業の動向に特に留意すること。その中であって各省庁において重点分野の新規補助の創設等があり、それが本市にとって有効である場合は積極的に活用するとともに、その見通しが確実なものについて計上すること。また、当然補助対象事業として適用となるものを、市の単独事業として施行することのないよう配慮し、その確保に万全を期すこと。

## ④ 市債

実質公債費比率の動向等に留意し、後年度における財政負担の軽減を図っていくということから、元利償還金について後年度に交付税措置のある有利な事業の選択に努め、安易に財源を地方債に求めた計画にならないよう留意すること。

## (3) 歳出に関する事項

既存の事務事業全般にわたり制度の根本にまでさかのぼった見直しを行い、前例踏襲的に漠然と事業を行うのではなく、従来の意識や発想を転換し、費用対効果を意識した行政経営感覚を持ちながら、節減、合理化に努

めること。また新規事業については事業効果等を充分精査し、その実施に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドの方針の下にその財源活用を図ること。また、一般行政経費の経常分については、後述するように予算枠配分額を守って予算要求すること。

#### ① 人件費

財政健全化の基本として、機構及び事務の改善合理化等を強力に推進し、職員数の削減や職員手当の見直しを行うこと。特に、時間外手当については、上限目標を設定し、その範囲内で効果的に業務を行うこと。

#### ② 物件費

物件費の増加が経常収支比率上昇の大きな要因となるため、従来の実績や慣行にとらわれず、経費の計画的効率的使用に留意し、節減合理化に一層の努力を払うとともに、既定経費を見直し、削減すること。

また、委託経費については、市民サービスに支障を来さないよう留意しながら、仕様を再度精査するとともに、積極的に入札を行い、また、随意契約で契約するものにあつては相手方と交渉も行き経費節減を図ること。

計画策定等については、外部委託に頼ることなく可能な限り職員によって行い、職員の能力開発と経費の節減を図ること。

#### ③ 維持補修費

施設の補修経費は、老朽化が進むなか、市民サービスを維持していく上でいかに施設を良好に維持していくかが大きな課題となっている。施設の寿命を効率的に長期化が図れる方法、あるいは修繕を加えなければ市民サービスに大きな影響を与えるものを優先し、将来的に市の財政を圧迫することがないよう状況を的確に把握し、効果的・計画的に実施すること。

#### ④ 補助費等

補助金については、広く市民ニーズに沿ったものであるかなどの客観的な妥当性や、行政責任の範囲、経費負担のあり方等を十分検討し、公共性、公平性及び透明性の確保と説明責任に努めるとともに、平成20年2月に示された行政改革推進委員会補助金等適正化検討部会による提言内容を十分ふまえつつ、廃止、減額、改善等吟味すること。

また、各種協会、団体等への負担金については、加入目的を再検証し、費用対効果の少ないものや本市に恩恵のないものについては、脱会も含め十分検討すること。

⑤ 投資的経費

投資効果、他の事業との関連、進捗状況、当該施設完成後の管理運営費等の後年度の財政負担を十分に考慮し、補助事業、継続的事業を最優先とし、中期実施計画で採択されたものについて計上すること。

⑥ 特別会計及び企業会計に関する事項

予算編成に当たっては、一般会計に準じるとともに、特別会計としての認識を新たにし、将来にわたる的確な事業計画と収支見通しに基づく徹底した経費の節減、業務の合理化・効率化、収入の確保等を図り、一般会計からの繰入金を可能な限り圧縮するよう最大限の努力をすること。

⑦ 各節別事項

下表のとおり

節（細節）	説	明
1 報酬	① 21年度単価により要求すること。 ② 審議会等についての開催回数は、原則として21年度実績の範囲内とし、会議内容等の充実を図ること。	
3 職員手当等	時間外勤務手当については、各課で上限目標を設定し、事務の手法や配分の見直し、ノー残業デイの徹底等により目標達成すること。	

節（細節）	説 明
7 賃金	臨時職員については、事務事業の効率化、更に廃止も含めた見直しを行い要求人数の圧縮に努めること。
8 報償費	<p>① 講師等謝礼については、「講演会等講師謝礼基準」に則り、実績ベースで要求すること。</p> <p>② 各種イベント等における手話通訳や要約筆記については、事前に申込を受ける等の工夫を凝らし、削減対象として考慮すること。</p>
9 旅費	審議会等の視察、大会参加については、その効果について改めてよく検討し、必要な場合のみ計上すること。
11 需用費  (1) 消耗品費         (3) 食糧費   (4) 印刷製本費	<p>明確な算出根拠により積算すること。また、効率的な使用を図り、徹底した節減に努めること。</p> <p>① 活用頻度の低い図書、雑誌等の購入については、見直しを行うこと。</p> <p>② 職員用の新聞購読料は計上しないこと。</p> <p>③ 啓発配布物品については、前年度に引き続きなおいっそうの削減に努めること。特に各種イベント等に参加したことに対する謝礼の意味で配布する物品については原則として補助金交付団体も含めて廃止すること。</p> <p>④ 各種イベントにおける花代は、原則的に廃止すること。</p> <p>⑤ 月刊誌等については、見直しを行うこと。</p> <p>審議会等会議の招集時刻などの工夫により、特に節減に努めること。</p> <p>① カラー刷りの必要性を再度検証し、効果の見込めないカラー化はしないこと。</p>



節（細節）	説 明
(5) 光熱水費  (6) 修繕料	<p>② 廃棄分を考慮し、印刷枚数を抑制すること。</p> <p>③ 可能な限り庁内印刷を活用すること。</p> <p>環境負荷の軽減の観点からも特に電気式ポットは、各部において責任を持って出来るだけ速やかに撤去し、また、時間外勤務時の照明は必要な部分のみの点灯とすることなど、更に節減を図ること。</p> <p>① 適正な保守管理に努め、極力節減に努めること。</p> <p>② 新規分は、保証期間を有効に活用すること。</p>
12 役務費  (6) 保険料	<p>市民総合賠償補償保険を活用すること。</p>
13 委託料	<p>① 継続業務といえども、価格及び人数、日程、回数等業務内容を再度検討し、業務に支障を来さない範囲で積算すること。また、執行時には可能な限り入札の手法を取ることを想定した予算要求とし、経費の節減に努めること。</p> <p>② 計画策定については、できるだけ職員で実施すること。</p> <p>③ 手話通訳や要約筆記が含まれている場合は、報償費同様削減対象とすること。</p>
14 使用料及び 賃借料	<p>① 市が借りている用地の使用料について、買い取りも含め見直すこと。また、使用料の額が、市場価格と比べて高すぎないかの検証を行ったうえで予算要求すること。</p> <p>② 物品等のリースについては、買い取りも含め見直すこと。</p>
15 工事請負費	<p>施工用地が確保されている工事のみ計上すること。</p>

節（細節）	説 明
18備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 20,000円以上の物品を原則備品とする。</li> <li>② 予算計上できるものは、新規施設用備品、損傷・老朽に伴う更新及び事務合理化に係る備品のみとし節減に努めること。</li> </ul>
19負担金補助及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新設、増額は原則として認めない。</li> <li>② 行政改革推進委員会補助金等適正化検討部会の提言をふまえ、予算要求すること。</li> <li>③ 前年度に制定した、「生駒市補助金等交付規則」、 「生駒市補助金制度に関する指針」に従い、要綱等を見直すとともに、基準に適合しないものについては、廃止も含めた検討を行うこと。</li> <li>④ 他の地方公共団体と作る協議会の負担金、視察負担金についても、繰越金が増加している場合等については、総会等で減額も含めた内容を検討すること。</li> <li>⑤ 各種協会、団体等への負担金については、脱会も含め十分検討すること。</li> <li>⑥ 平成22年度から社会教育施設等の使用料に対する減免措置が原則として廃止（平成22年度に限り従前減免している団体については、2分の1減額）となり使用料の負担が生じることから、現在、補助金を交付している団体については、各団体に対するその影響額、また、各団体の財政状況を精査し、予算措置が必要と認める場合は平成23年度以降において予算要求するものとする。なお、現在、補助金を交付していない公共公益的団体が行う市民を対象とした公共公益事業については、必要となる経費は補</li> </ul>

節（細節）	説 明
	助要綱に基づき、予算の範囲内において補助できるものとする。

#### （４） 枠配分予算に関する事項

平成21年度に引き続き、「枠配分予算」に取り組むこととする。予算枠配分として指定する経費は、各会計の義務的経費（人件費・扶助費<sup>※2</sup>等・公債費）以外の経費で、一般会計並びに介護保険特別会計、国民健康保険特別会計、老人保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計を除いた各特別会計の一般行政経費の経常分とし、各部の要求額（＝各部に属する各課の要求合計額）は、各課ごとの金額を各部ごとに合計した額（＝予算枠配分額）以内とすること。

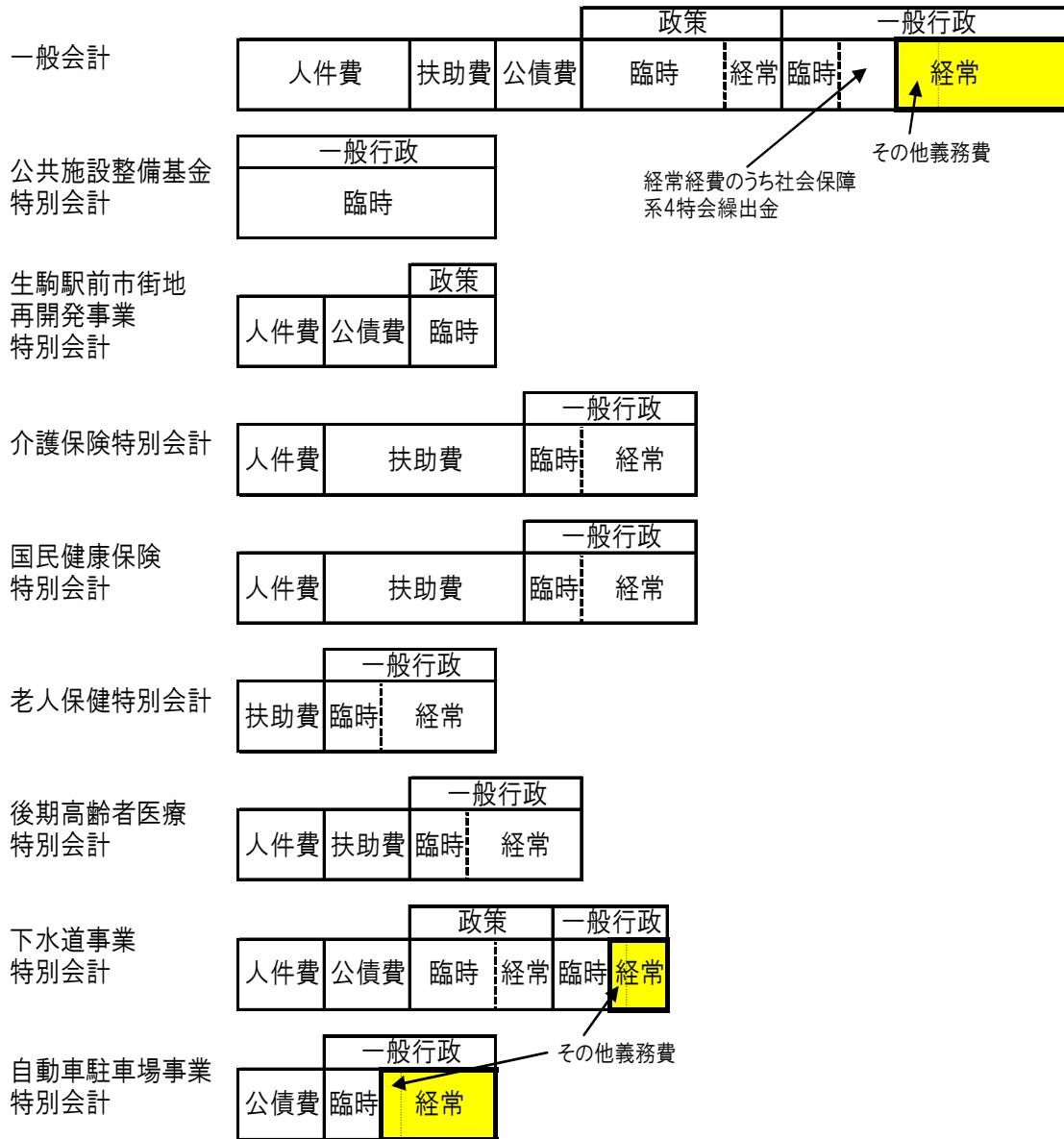
この経費については、予算枠配分額の以内において、各課、各事業、各節等の配分は、各部の裁量とするものとする。

なお、この経費は国、県支出金の廃止等に伴い一般財源での肩代わりがある等特に理由があるものは査定対象とするが、原則として査定は省略するものとする。次ページの図1 枠配分予算対象経費イメージ図を参照すること。

※2 扶助費等とは、本来の扶助費に介護保険、国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金を加えたものである。

図1 枠配分予算対象経費イメージ図

予算枠配分対象経費   ※「政策」…政策的経費 「一般行政」…一般行政経費



### ① 予算枠配分額の算定基礎

中期財政計画（地方自治体の行財政運営の指針を示す計画）では平成21年度予算額と比較して、経常一般財源は1.5億円の増加（図2 経常一般財源、経常経費説明図（以下「図2」）【F】-【A】）を見込んでいるが、義務的経費を除く経常経費は3.9億円（図2【G】-【B】）、率にして4.7%の削減を行わなければならない計画となっている。義務的経費を除く経常経費において3.9億円削減する場合、社会保障系4特別会計繰出金が3.1億円の増加（図2【H】-【C】）、その他義務費は平成22年度見込みとして3.1億円の減少（図2【K】-【D】）となることから、社会保障系4特別会計繰出金及びその他義務費の両経費以外の経費において、3.9億円削減する必要がある。

しかし、執行ベースで作成している中期財政計画を基に算出した額をそのまま予算枠として適用しても、毎年度、決算では予算額に対して不用額が生じることから、平成22年度の義務的経費（人件費、扶助費、公債費）を除いた経常経費の予算枠設定にあたっては、一定の不用額（平成18～20年度の義務的経費以外の経常経費の予算額に対して生じた不用額の平均割合約3.1%（異常値を除く）の不用額）が出ることを見込み、歳出額増加に一定配慮した社会保障系4特別会計繰出金を除いた義務的経費以外の経常経費において中期財政計画の56.8億円（図2【I】）に1.8億円（56.8億円×3.1%）を加算した58.6億円（図2【J】）を予算枠とする。従って、義務的経費を除いた経常経費においては、社会保障系4特別会計繰出金及びその他義務費の両経費以外の経費において、平成21年度予算額と比較して金額にして2.1億円（図2【L】）（3.9億円-1.8億円）、率にして4.0%削減するものとする。

なお、扶助費及び社会保障系4特別会計繰出金を除いた経常経費は平成21年度に比較して約5.0%、8.8億円の削減（図2【M】-【E】）となる。次ページの図2 経常一般財源、経常経費説明図を参照すること。

図2 経常一般財源、経常経費説明図

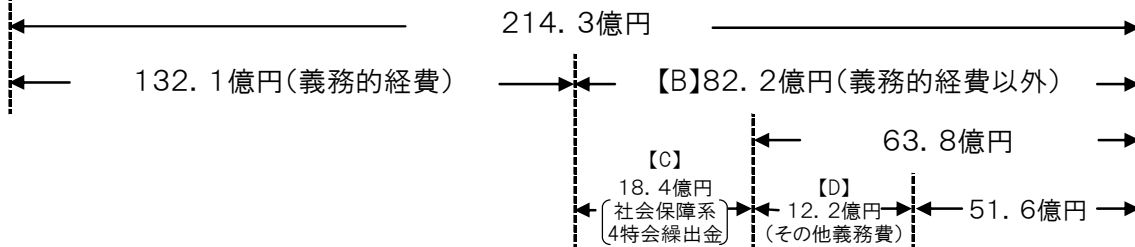
(1)平成21年度予算状況(普通会計)[経常分のみ]

(経常一般財源等・歳入)

市税	160.3億円	使用料及び手数料	0.4億円
地方譲与税	2.9億円	財産収入	0.2億円
各交付金等	13.6億円	諸収入	0.4億円
地方交付税	21.6億円	臨時財政対策債	14.4億円
		計	<b>[A]213.8億円</b>

(経常経費・歳出)

人件費	76.0億円	補助費等	9.5億円
物件費	45.9億円	公債費	38.1億円
維持補修費	5.6億円	繰出金	20.7億円
扶助費	18.0億円	予備費	0.5億円
		計	214.3億円



※扶助費及び社会保障系4特会繰出金を除いた額 【E】177.9億円(214.3-18.0-18.4)

義務的経費=人件費+扶助費+公債費

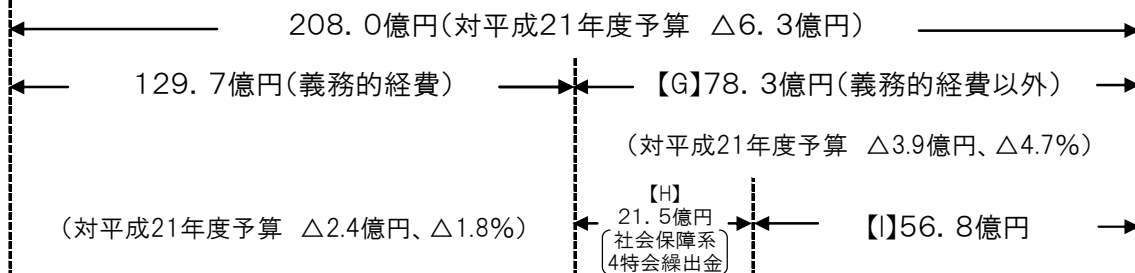
(2)中期財政計画(平成21年度作成)による平成22年度歳入歳出見込み[経常分のみ]

(経常一般財源等・歳入)

市税	156.3億円	使用料及び手数料	0.4億円
地方譲与税	4.8億円	財産収入	0.1億円
各交付金等	12.5億円	諸収入	0.2億円
地方交付税	22.7億円	臨時財政対策債	18.3億円
		計	<b>[F]215.3億円</b>

(経常経費・歳出)

人件費	70.5億円	⇒ その他経常経費	78.3億円
扶助費	19.2億円		
公債費	40.0億円		
		計	208.0億円

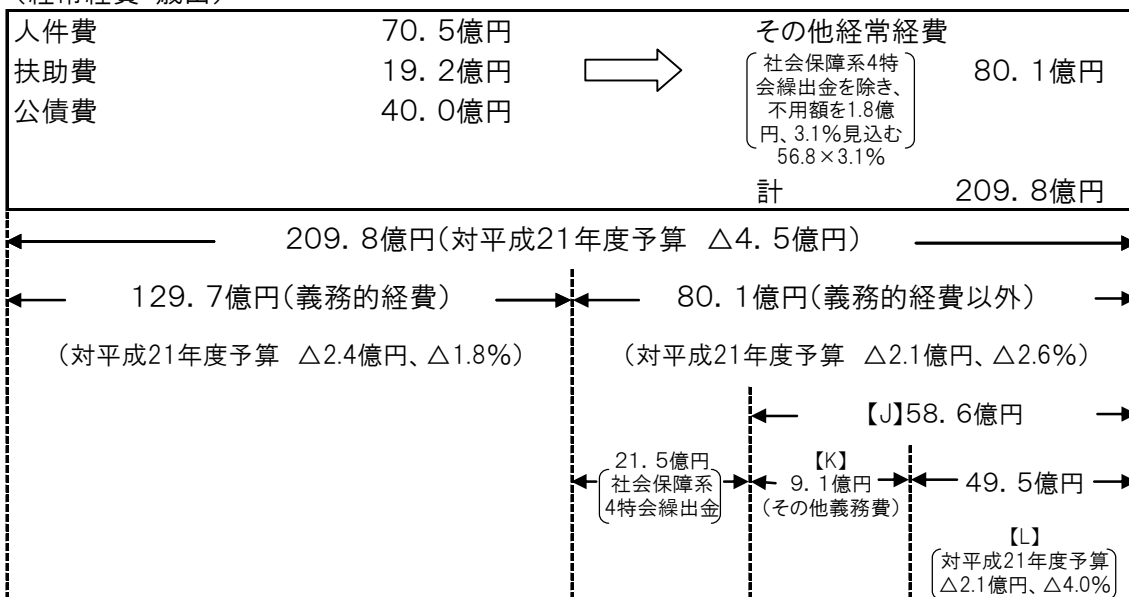


(3)平成22年度予算編成方針〔経常分のみ〕

(経常一般財源等・歳入)

市税	156.3億円	使用料及び手数料	0.4億円
地方譲与税	4.8億円	財産収入	0.1億円
各交付金等	12.5億円	諸収入	0.2億円
地方交付税	22.7億円	臨時財政対策債	18.3億円
		計	215.3億円

(経常経費・歳出)



※扶助費及び社会保障系4特会繰出金を除いた額 【M】169.1億円(209.8－19.2－21.5)

② 予算枠配分額

平成22年度の部別予算枠配分額、平成22年度の課別、事業別予算枠配分額はそれぞれ、別紙1平成22年度予算枠配分一覧(部別)、別紙2平成22年度予算枠配分一覧(所属別)のとおりとする。